

令和5年第1回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年1月12日（木） 午前9時30分～午前10時00分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：7名）

2番：道園 浩二	4番：小島 政文	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	10番：井川 輝征
11番：片山 幸弘		

（欠席：4名）

1番：中川 光春	3番：田口 昭広	5番：尾上 春樹
9番：寺本 真理子		

○農地利用最適化推進委員

（出席：11名）

1番：本郷 昭博	3番：松岡 哲治	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：下崎 省一	7番：宮島 正文
9番：藤井 雅史	11番：木川 保	12番：一川 清
14番：草野 義雄	15番：洲上 米作	

（欠席：4名）

2番：牧 正徳	8番：坂口 恵美子	10番：小崎 良一
13番：西村 隆		

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：才保 親哉
係 長：大浪 和典	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第2号	農地形状変更届出書について
日程第3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第3号	農用地利用集積計画の審議について
日程第6	議案第4号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和5年第1回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、1番の〇〇委員、3番の〇〇委員、5番の〇〇委員、9番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がありますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、6番の〇〇委員、7番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第1号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第1号については、これで終わります。 次に、報告第2号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 報告第2号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記

	載のとおりです。 造成の理由は、土地の基盤が崩れ、水田として利用できないため、盛土を行い、畑として利用する。ということです。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、市野瀬地区公民館の北側、約 80 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地はありますが、形状変更についての同意は得られており、畑として利用しても影響はないと感じました。 議案書に戻ります。 2 番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 造成の理由は、水田としての利用が困難なため、盛土を行い、畑として利用する。ということです。 総会資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「宮浦バス停」の北東側、約 150 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地はありますが、形状変更についての同意は得られており、畑として利用しても影響はないと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	現地は子どもの頃から見てますけど、トラクターが埋まってしまうこともあったので、埋め上げて畑にするということは、有効利用できると思います。
議長	2 番の案件を 7 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請地は、基盤整備されていませんが、用水路が低い位置にあって用水が取れないということで、やむを得ないと思います。よろしくお願いします
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員が申されたように、段差があって水が入らない場所になるので、問題はないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 2 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 2 号については、これで終わります。

	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、志水バス停の北側、約 2 3 0 m の 1 筆及び資料 4 ページ、志水バス停の南西側、約 4 0 0 m の 1 筆で合計 2 筆になります。 現地確認ですが、志水バス停の北側の土地は現在水田で、譲り受けた後も引き続き営農し、適正に管理するということでした。また、志水バス停の南西側の土地は現在、柿が植栽されており、譲り受けた後も引き続き営農し、適正に管理するということでした。なお、この土地については、譲渡人の持分を譲受人へ譲渡することとなります。 総会資料の 5 ページをお願いします。 契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は、高齢で耕作困難なため、譲渡する。譲受人は、贈与を受け、適正に管理する。ということでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、沖地区池尻公民館の北西側の場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、デコポンが作付けされており、譲り受けた後は引き続き栽培を行い、適正に管理するということでした。 総会資料の 7 ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望もあり、営農規模縮小のため、譲渡する。譲受人は、良質な柑橘栽培を行うため、譲受する。ということでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由

	ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局から説明のあったとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	2 番の案件を 2 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	〇〇推進委員、事務局と現地を確認しました。現地は綺麗に管理されており、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 1 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、個人住宅です。 総会資料の 8 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、沖地区池尻公民館の北西側の場所で、先ほど説明しました議案第

1 号の 2 番の案件の隣接地になります。

現地確認ですが、申請地は現在、デコポンを作付けされていますが、譲受人の事情により、当該地が選定されています。また、申請地周辺に農地は存在しますが、先ほど説明しました議案第 1 号の 2 番の案件により、譲受人の所有となるため、影響はないと感じました。

総会資料の 9 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

給水については、地区の簡易水道を利用し、排水については、生活排水は合併浄化槽を利用し、雨水は砂利敷きにより、自然透水及び排水管を利用し排水する計画です。

総会資料の 10 ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約 3.8ha です。

総会資料の 11 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが 10ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、令和 2 年 7 月豪雨災害により自宅が被災し、建て替えを予定していたが、現住居は土砂災害特別警戒区域であり、建て替えが困難であることから、申請地に居宅を新築するため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、土砂置場です。

総会資料の 12 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、銅山バス停の北東側、約 300m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、申請地の北側に農地は存在しますが、崖により断絶されており、影響はないと感じました。

総会資料の 13 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

給水については、土砂置場のため給水はなし、排水については、自然透水及び東側にある小平川へ自然排水する計画です。

総会資料の14ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約2.1haです。

総会資料の15ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、建設業を営んでいるが、令和2年7月豪雨災害による復旧工事が多数で、工事により発生する廃土の搬出場所に困っているため、町道に接した交通量の少ない当該地に土砂置場を確保するため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

使用貸借権設定の部1番、申請地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、個人住宅です。

総会資料の16ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、塩浸地区公民館の東側、約300mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の17ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

給水については、隣接する現居住地の水道を分岐して利用し、排水については、生活排水は合併処理浄化槽を利用し既設排水溝へ排水し、雨水は自然透水及び集水桝で集水し排水管を利用し既設排水溝へ排水する計画です。

総会資料の18ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.1haです。

総会資料の19ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「借人は、家族と同居しているが、子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭になったことにより、申請地に居宅を新築するため、今回申請するもの」です。

	代替性については、現居住地の近くに住み、両親の介護等が必要であること。また、申請地は貸人が所有する土地であることなどにより、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を 2 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局からの説明のとおりで、何ら問題ないと思います。また、申請地は低くなっているので、埋め上げるということでした。排水とかが良くなると思うので、よろしくお願いします。
議長	2 番の案件を 8 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局から言われたとおりで、特に問題はないと思います。ただ、河川と道路の差があるので、埋め上げるのに難があるという気がしますが、排水等は問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	特に問題はないと思います。私の家が申請地の 1 k m くらい下にありまして、令和 2 年の豪雨災害の時は、家の前まで水がきました。川が氾濫する原因は色々あると思いますが、川に土砂が堆積するのも一つの原因だと思います。川の上流に土砂置場があるのはどうかと思いましたが、現地確認の際に申請地に水が上がってきていないか確認したところ、形跡がありませんでしたので、良いのかなと思いました。
議長	使用貸借権設定の部 1 番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	申請地は毎年、草を刈られるばかりで、高齢者ということもありますが、田んぼを広くされておりまして、そこまで手が回らないのだと思います。また、生産性の低い場所ですので、事務局からの説明のとおり、何ら問題はないと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 2 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)

	それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 3 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地 利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるもので す。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載 のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃 借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕 作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄の とおりです。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕 作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄の とおりです。 議案書の 6 ページをお願いします。 使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記 載のとおりです。耕作する作目は野菜で、設定期間は新規設定の 3 年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 3 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)

	それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 4 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 次に、詳細について説明します。 総会資料の 20 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、大木場地区ふれあいセンターの南東側、約 400 m の場所を含めた 9 筆になります。 総会資料の 21 ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。写真のとおり、現況は雑木等が生い茂り、山林化しています。 総会資料の 22 ページをお願いします。 現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、雑木等が生い茂り、森林の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。

	以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件は、私が担当地区ですので、私から説明します。 依頼者の方は会社勤めで農業をやっていません。以前は甘夏やデコポン等を作られていましたが、現在は雑木が生い茂っていますので、非農地と判断委託しました。よろしくお願いします。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と議長が言われたとおり、雑木が生い茂っていましたので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 4 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。